

新たな希望を生み出し、ロータリーを楽しもう

本日の例会プログラム 第2165回例会 令和5年9月11日 ・広報・雑誌・IT委員会卓話 鈴木 浩二 委員長 ・会員卓話 岡崎 勝信 会員



井上竜志会長



みなさん、こんにちは。9月にな りました、今月の特別月間は基本的 教育と識字率向上月間とロータリー の友月間です。ロータリーの友につ

いて話す予定でしたが、防災について話そうと 思います。

みなさんは、防災の日はご存じでしょうか? テレビ新聞などで報道、記事になっているので ご存じでしょう。9月1日は大正12年9月1日 に関東大震災が発生しており、それが由来なん ですが、防災の日と制定されたのは、昭和35年 になります。関東大震災では多くの方が犠牲に なられています。東日本大震災よりも多くの方 がなくなられています。関東大震災は、地震で 家屋が倒壊し、火災が発生したことによりより 多くの方が犠牲になっています。東日本大震災 では家屋の倒壊はなかったものの津波で犠牲に なった方がおられます。それともう一つは伊勢 湾台風による災害がきっかけだということです。 8月30日から9月5日の1週間は防災週間とい うことで、先週からテレビラジオで特番が組ま れたり、防災訓練や防災展などが開催されまし た。

防災、備えあれば憂いなし。なかなか分かっ ていても十分に準備ができているわけでもなく、 なんとなく防災グッズをそろえて満足している ところがあります。台風は予報の情報がかなり 早く、ほぼ正確になったために、前もって準備 ができますが、地震はいつどこで起きるかわか りません。寝ているときなのか、仕事で車の中 にいるときなのか、予測ができないので、日ご ろから今地震が来たらと、ひやひや生活するの

井野元孝洋委員長 出席委員会報告 ●出席状況 本日状況 前々回修正出席状況 メークアップ数 会員数 (52)54名 0名 修正出席率 55.77% 本日欠席者数 17名 メークアップされた方(敬称略) 本日出席者数 37名 出席率 71.15% ____ Om 6,316円 0件 募金箱 BOX 累計 32,000円 累計 39,835円

9月の月間

ロータリーの友月間

基本的教育と識字向上月間月間

も精神的に疲れ、大変だと思います。ですので、 いつおきても良いように落ち着いて行動したい ものです。

私も少し経験がございますが、マンションで の地震は高層になると、エレベータが使用でき なくなって、屋外階段を使用しなければならず、 それが、毎日の買い物を運んでとなると大変で す。特に水道水が使えないとなると、ペットボ トルの水をもって上がらないといけないのです。 また、キッチンの流しの上や食器棚は開き戸に なっていて、激しい揺れの地震時には扉が開き、 中身が出てしまい陶器やガラスなどは割れてしま いますので、キッチンへ行くのはスリッパが必 要になります。扉も耐震ラッチというのがあり、 揺れると引っ掛かって開かなくなるような金物 があります。冷蔵庫は下にはキャスターがつい ており、移動したりして中身も出てしまいます ので冷蔵庫も固定したほうが良いと思います。 マンションなど玄関のドアがスチール製の場合、 扉がひずんで開かなくなりますので閉じ込めら れる時がありますのでバールなどが必要になり ます。こういった住宅で災害が起こった時に想 定外なことがあると意外なものが必要になりま す。みなさんも準備をして減災に心がけてはい かがでしょうか?起きないよう祈っています。 今日もよろしくお願いします。

ビジター紹介-

高宮真樹会員(宮崎西RC)

幹事報告

村野 裕幹事

・交換留学生の募集について

国際ロータリーより「23-24交換留 学生募集」について案内が来てお ります。

ご希望の方は事務局まで、お問合せください。

●結婚月

大浦秀幸会員、日高安隆会員



●誕生月

松下美佐子会員、田口幸登会員、杉本英一会員 井野元孝洋会員、安藤茂洋会員、萩元條二会員



会員卓話

安藤茂洋会員



皆さんこんにちは、社会保険労務 士の安藤です。昨年2月に皆さんの 仲間に入れていただいてから2回目 の卓話となります。 何を話そうか考

えまして、少しでも皆様もご興味のある人事労 務の話を2点紹介させていただきます。どうぞ よろしくお願いいたします。

まず、最低賃金の話で、大きく新聞でも扱わ れていた通り、宮崎は今年も44円アップの897円 になりそうです。ここ10年で197円もアップして います。目標としていた全国平均1000円を超え た形になります。総理はこれを1500円を目標と するとのニュースが大きく扱われていました。 最低賃金をチェックするときは、皆勤手当、家 族手当、通勤手当等は入れられませんので注意 が必要です。

次に2024年問題とされているものですが、今 まで適用所外、猶予措置がありました、建設事 業、バス、トラック、タクシーといった自動車 運転の業務、医師の残業規制が始まります。こ れにより、特に残業の多いとされていた3事業 が、残業ができなくなるため、公共工事が受け られない、荷物が届かない、医療が受けられな いといった影響が懸念されています。残業規制 の中、現在、過去に例のないくらいの人不足が 叫ばれております。人を増やしたくても増やせな い、最低賃金等人件費は上がる、有給休暇や休日 は増やせと、経営はアクセルとブレーキを同時に 踏むような問題が突きつけられております。この ような状況の中で生き残りの対応を迫られている のが現在の経営者と言えると思います。



都道府県名	ランク	日安朝	答申された輩	(定顧[円] ()(1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(
北海道	В	40	960	(920)	40	1	2023年 10月1日
青森	C	39	898	(853)	45	+6	2023年 10月7日
岩 手	C	39	893	(854)	39		2023年 10月4日
宮 城	В	40	923	(883)	40		2023年 10月1日
秋田	C	39	897	(853)	44	+5	2023年 10月1日
山形	C	39	900	(854)	46	+7	2023年 10月14日
福島	В	40	900	(858)	42	+2	2023年 10月1日
茨城	В	40	953	(911)	42	+2	2023年 10月1日
栃木	В	40	954	(913)	41	+1	2023年 10月1日
群 風	В	40	935	(895)	40		2023年 10月5E
埼玉	A	41	1028	(987)	41		2023年 10月1日
千葉	A	41	1026	(984)	42	+1	2023年 10月1日
東京	A	41	1113	(1072)	41		2023年 10月1日
神奈川	A	41	1112	(1071)	41		2023年 10月1日
新潟	В	40	931	(890)	41	+1	2023年 10月1日
富山	В	40	948	(908)	40		2023年 10月1日
石川	В	40	933	(891)	42	+2	2023年 10月4日
福井	В	40	931	(888)	43	+3	2023年 10月1日
山梨	В	40	938	(898)	40		2023年 10月1日
長野	В	40	948	(908)	40		2023年 10月1日
岐阜	В	40	950	(910)	40		2023年 10月1日
静岡	В	40	984	(944)	40		2023年 10月1日
爱知	A	41	1027	(986)	41		2023年 10月1日
三重	В	40	973	(933)	40		2023年 10月1日
滋 質	В	40	967	(927)	40		2023年 10月1日
京 都	В	40	1008	(968)	40		2023年 10月6日
大阪	A	41	1064	(1023)	41		2023年 10月1日
兵庫	В	40	1001	(960)	41	+1	2023年 10月1日
奈良	В	40	936	(896)	40		2023年 10月1日
和歌山	В	40	929	(889)	40		2023年 10月1日
鳥 取	С	39	900	(854)	46	+7	2023年 10月5日
島根	В	40	904	(857)	47	+7	2023年 10月6日
岡山	В	40	932	(892)	40		2023年 10月1日
広島	В	40	970	(930)	40		2023年 10月1日
山口	В	40	928	(888)	40	1	2023年 10月1日
德島	В	40	896	(855)	41	+1	2023年 10月1日
香川	В	40	918	(878)	40	1	2023年 10月1日
爱媛	В	40	897	(853)	44	+4	2023年 10月6日
高知	С	39	897	(853)	44	+5	2023年 10月8日
椙 岡	В	40	941	(900)	41	+1	2023年 10月6日
佐賀	C	39	900	(853)	47	+8	2023年 10月14日
長崎	C	39	898	(853)	45	+6	2023年 10月13日
龍本	С	39	898	(853)	45	+6	2023年 10月8日
大分	С	39	899	(854)	45	+6	2023年 10月6日
宫崎	С	39	897	(853)	44	+5	2023年 10月6日
鹿児島	С	39	897	(853)	44	+5	2023年 10月6日
沖縄	C	39	896	(853)	43	+4	2023年 10月8日
全国加重	平均	· · · ·	1004	(961)	43	1	-

※3 経済センサス(旧:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の 更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている

2.時間外労働の上限規制(法第36条)

(1)趣旨

長時間労働は、健康の確保を困難にするとともに、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原 因、女性のキャリン形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因となっています。 長時間労働を是正することによって、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に 就きやすくなり労働参加率の向上に結びつきます。 た背景を踏まえ 今回の法改正によって、労使が協定しても超えることのできない時間外労 働の上限が法律に規定されました。

(2)現行制度の概要

■労働時間・休日に関する原則



労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを 「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与又は4週4日以上与 えることとされています。

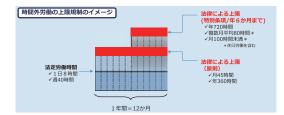
法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定の休日に労働させる場合には、

労働基準法第36条に基づく労使協定(36(サブロク)協定)の締結 所轄労働基準監督署長への届出

が必要です。

(3)改正のポイント

- 今回の法改正によって、法律上、36協定で定めることのできる時間外労働の上限は、原則とし 月<u>45時間・年360時間</u>となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくな
- 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)には、これを超えることができま が、その場合でも、 > 時間外労働が年720時間以内
- トリロノンはのイエレマロリンド ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満 しなければなりません。また、原則の月45時間を超えて労働させることができる回数は、年6 か月までとなります。
- なお、いずれの場合においても、以下を守らなければなりません。
- (19410)場合においても、以下を行うなりればなりません。
 > 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 > 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5 か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内



(4) 適<u>用除外・適用猶予</u>

(i)適用除外・猶予となる事業・業務

以下の事業・業務については、上限規制の適用が5年間猶予されています。

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業		●災害の復旧・2観回の事業を除き、上限規制が すべて適用されます。 ●災害の復旧・2観回の事業に関しては、時間外 労働と体目>増回の音話について、 パ目100時間未満 ・2 ∝ 6 か月早時回の時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転 の業務	上限規制は適用されません。	 特別条項付き36歳定を締結する場合の年間の時間が労働へと限が年960時間となります。 時間防労働した限が年960時間となります。 時間防労働と休日労働の合計について、 · ク目100時間未満 · 々との5か月平均00時間以内 とする規制は適用されません。 時間外労働が月45時間を超えることができる のは年 6か月までとする規制は適用されません。
医師		具体的な上限時間は今後、省令で定めることと されています。
鹿児島県及 び沖縄県に おける砂糖 製造業	時間外労働と休日労働の合計 について、 ✓月100時間未満 ✓2~6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。	上限規制がすべて適用されます。

なお、新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。 ※ただし、今回の法改正によって労働安全衛生法が改正され、新技術・新商品等の研究開発業務につ いては、1週間当た940時間を起えて労働した時間が月100時間を超えた労働者に対しては、医師 の面接指導が罰則付きで義務付けられました。 事業者は、面接指導を行った医療の意見を推案し、必要があるときには就業場所の変更や職務内 容の変更、有給休暇の付与などの措置を講しなければなりません。

5.月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引上げ(法第138条)

(1)趣旨

月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率について、現在は中小事業主に対して割増賃金 を5割以上とする規定の適用が猶予されています(改正前の労働基準法第138条)。 今般、中小事業主に使用される労働首の長期間労働を利制し、その健康慢保考を図る観点から、労 家大 働基準法第138条を削除し、中小事業主に対しても、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を 50%以上とする規定を適用することとしました。 ● 基準法第138条本

(2)現<u>行制度の概要</u>

○改正前の労働基準法における時間外・労働に対する割増賃金率(2010年4月から施行)

	1か月の (1日8時間・1週40)		
	60時間以下	60時間超	2010年4月以降、
大企業	25%	50%	当分の間50%へ の引き上げを猶 予することとさ
中小事業主 (※)	25%	25%	れていました。 (第138条)

(※)中小事業主の範囲については、P●●参照

(3)改正のポイント

	1か月の (1日8時間・1週40		
	60時間以下	60時間超	
大企業	25%	50% 適用	猶予を廃止し、
中小事業主	25%		年4月以降、大企 様の割増賃金率に、

■解説

中小事業主に対して割増賃金率の特例を定めていた、労働基準法第138条が削除されることによび 中小事業主に対して割増賃金率の特例を定めていた、労働基準法第138条が削除されることによび 2023年4月1日以隆中小事業主に対しても、月60時間を抱える時間外労働の割増賃金率を50%以 とする規定(労働基準法第37条第11項たした書)の適用を受けることとなります。 (※)月60時間を超える時間外労働に対する50%以上の割増賃金率の適用を回避するために、休日 振替を行うことにより、休日労働の割増賃金率である35%以上を適用することは、労働基準 法の趣旨に照らして望ましくないことに留意してください。

ロータリー情報は裏でもあり表で

ロータリー情報委員会

大迫三郎副委員長



もありと基本を取れたところを学ぶ のではなく、例えば神道の祝詞と佛 道の経典の如く、極められた基本を 単に唱えるのではなく、それを身につけること だと思います。その為には繰り返し基本になる こと、例えば「ロータリーの目的」「4つのテ スト」と「職業宣言」にある5大奉仕。「中核 的価値観|の奉仕・親睦・高潔性・多様性・リ ーダーシップを身をもって体現し、それを深め 実行することによって人格の向上人間性を涵養 する。その一番の実践の場がクラブであり、地 区2300人、日本88000人、世界1200万人の友情と 協力の場が拡がる所以であります。人と人との 親睦が基礎で学び合うのです。

そこにこそ真の奉仕の精神、思いやりの心で 人生が豊かになり、引いては職業奉仕の実践に もつながると思います。

宮崎南ロータリークラブ 🗨

〒880-0806 宮崎市広島1丁目3-3 秀豊ビル4階 事務局 TEL. 0985-22-6767 FAX. 0985-22-9170 HP:http://mm-rc.sakura.ne.jp/ e-mail:m.m-rc@alto.ocn.ne.jp 例会場 宮崎観光ホテル(毎週月曜日 12:30~13:30 開催) 〒880-8512 宮崎市松山1-1-1 TEL. 0985-27-1212